社労士 ふ く し ま 月間情報 No.278
2020.9 月号

福島県社会保険労務士会
発行担当者　広報委員会
http://fukushima-sr.jp
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp
〒960-8252
福島市御山字三本松 19-3
TEL０２４－５３５－４４３０
FAX０２４－５３４－５４３２

【添付文書】

1．会長メッセージ

2．【再送】動画配信・ライブ配信による第１回研修会のご案内（P9～）

申込〆切：9 月 23 日(水)午前中必着

3．福島県社労士会総合相談所第１回研修会のご案内（P12～）

申込〆切：10 月 30 日(金)必着

4．連合会(全国センター)における働き方改革推進支援事業について(P15～)

5．【再送・開業会員あて】「働き方改革」に関する新聞広告掲載の名刺広告募集について（P21～）

新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症にかかる電話相談ホットライン　開設中！！
電話番号：０２４　－　５２６　－　２２７０　（福島県社会保険労務士会内）
受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）午前９時から午後４時まで
相談内容：各種助成金に関する相談、有給休暇及び休業手当、休業に関する相談等

１.雇用調整助成金の個別相談会の開催について

社労士会として福島市で開催している個別相談会について、9 月の開催状況をお知らせいたします。関係先等への周知にご協力いただけますようお願いいたします。

【開催場所】県会事務局
【開　催　日】9 月 1 日（相談 0 件）、3 日（相談 1 件）、8 日（相談 0 件）10 日（相談 0 件）
15 日（火）、17 日（木）、24 日（木）、29 日（火）
【開催時間】10：00～12：00（相談時間 1 人 50 分程度）
※面談による相談及び Zoom でのオンライン相談もご利用いただけます。

２.雇用調整助成金の申請費用助成について

喜多方市の雇用調整助成金の申請手続きにおける手数料の助成についてご連絡いたします。

【対象者】国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主で次に該当すること。
(1) 事業所が市内に所在する法人またはフリーランスを含む個人事業主。
(2) 雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士等に依頼し、その費用を支払っている。
(3) 事業主や従業員等が喜多方市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 32 号）第 2 条第 1 号から 3 号に規定する暴力団員等でない、また関与していない。
【補助額】補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10 万円を上限とする。
【提出期限】令和 2 年 9 月 30 日まで
申請書等、詳細は喜多方市ＨＰをご確認ください。
https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/syoukou/25534.html

各自治体等の情報提供がございましたら、県会事務局までご連絡ください。

3.連合会 HP 会員専用ページ情報

○雇用調整助成金に関する質問受付

社労士の皆様より雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に関する質問を受け付け、厚労省に照会します。連合会 HP 会員専用ページ「質問受付フォーム」よりご回答お願いします。

○雇用調整助成金に関する FAQ・社労士専用コールセンターへの主な Q&A

社労士の皆様からのご質問のうち、よくある質問について厚生労働省からの回答を掲載いたします。詳細は連合会 HP 会員専用ページをご確認ください。

○厚生労働省設置　雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金社労士専用コールセンターについて

厚生労働省において雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に関する社労士からの専門的・詳細な内容の問い合わせに対応する専用窓口が設置されております。午前中は電話が繋がりづらい場合がありますので、比較的空いている午後をご利用ください。

［電話番号］０３－６６２７－２１２０
［相談日時］月曜日から金曜日　10：00～16：00（祝・祭日を除く）

○新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の改善に向けた緊急アンケート

雇用調整助成金の改善に向けた厚生労働省の取り組みを進めるべく、社労士に向けて緊急アンケートを実施しています。連合会 HP 会員専用ページ「回答フォーム」よりご回答お願いいたします。

○【社労士向け】雇用調整助成金解説動画

同助成金の申請実務について詳細に解説した社労士向け動画を公開しています。
解説：深石　圭介社労士

［新型コロナウイルス感染症関連の相談件数（5 月～9 月 10 日現在）］

★電話相談ホットライン（県会事務局）・・・２１４件
★各自治体における助成金相談会（8市町）・・・合計１７６件　※8月25日終了
★県会主催による個別相談会（福島市、いわき市）・・・４４件

県　会　情　報

1.　研修会の予定

第1回 研修会 コラッセ ふくしま （福島市）	9月24日(木) 9：15～ 16：45	【第1講座】動画配信 人手不足時代の労働生産性向上	埼玉会　石倉正仁氏、 神奈川会　菊地加奈子氏、 福岡会　帆士宣洋氏
		【第2講座】ライブ配信 新型コロナウイルスに関する書式・就業規則・人員削減等の実務対応	杜若経営法律事務所 弁護士　向井蘭　氏
相談所 第1回研修会 コラッセ ふくしま （福島市）	11月10日(火) 14：00～ 16：40	障害年金の相談に関する事例検討	YORISOU社労士法人 松山純子　氏

※研修会の参加については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、インターネットでの参加が可能の場合はオンラインの参加をお願いいたします。
インターネットを見ることができない場合のみ、当日会場でご参加いただけますが、定員がございますので、ご注意ください。

2. 福島県社労士会総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実　施	福島県社労士会総合相談所			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
2年度(7 月)	2 件	2 件	8 件	8 件
8/26(水)	2 件	2 件	0 件	0 件
今年度実績	4 件	4 件	8 件	8 件
実　施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
8/19～9/9	1 件	1 件	4 件	4 件

＜次回相談員＞
○社労士会総合相談所
【9/23】杉原正雄
渡邉浩美
○被災者支援無料相談会
【9/30】　丹治勧
【10/7】　杉原正雄
【10/14】　坂巻量仁

＜相談内容＞※過去に相談所・相談会で受けた相談内容を情報提供いたします。
【休暇】新入社員の年次有給休暇の付与について。
【障害年金】現在、労災から休業補償給付受給中。症状固定日（R3 年 3 月 12 日）に支給される。障害年金について相談したい。
【その他】大学を卒業し 22 年間勤務後、事情により退職した長男が再就職、5 年間勤務し 6 月に 51 歳で他界。長男の死後、何等かの社会的給付を受けられないかという相談。
【就業規則】就業規則、給与規程等を作成したので内容を確認してほしい。
【退職】1.健保組合　傷病手当金申請について、2.国民健康保険及び国民年金への変更手続きについて、3.ハローワークでの手続きについて

3. 県会 HP 会員専用ページ「情報 BOX」掲載情報（8 月 14 日～9 月 10 日）

以下について、県会ＨＰ会員専用ページに掲載されております。
※情報は随時更新いたしますので、ご確認をお願いいたします。

- 厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 熊本県の一部の地域における労働保険料等に関する納期限等の延長について（周知依頼）
- 令和 2 年度北海道・東北地域協議会主催の各研修会の延期について（ご案内）
- 福島県魅力ある職場づくり推進協議会通信第 39 号
- 令和 2 年度「年金の日」に係るご協力のお願いについて
- 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について
- 8 月以降における熱中症予防対策の徹底について
- 【重要】健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについての一部改正について及び厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令の施行に伴う標準報酬月額の改定に係る特例的な取扱いについて
- 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について
- 働き方改革推進支援助成金及び業務改善助成金のご案内リーフレットの送付について
- 年金事務所より　電子申請に係るリーフレットの送付等について
- 労働政策フォーラムのご案内
- 毎月勤労統計（第 2 種事業所）への調査協力依頼について（差し替え）
- 社会福祉施設における労働災害防止に向けたより一層の取組について
- 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について
- 作業環境測定の記録のモデル様式の改正について
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について（トラック荷台からの転落防止等荷役災害対策の推進）
- 厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令の公布について
- 「テレワーク・サポートネットワーク事業」のご活用・ご協力のお願い
- 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について
- 10 月の「年次有給休暇取得促進期間」について
- 同一傷病かつ同一初診日で障害年金を再請求する場合における初診日証明書類の取扱いについて（通知）
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの各種手続きにおける押印及び署名の取扱い等について
- 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

- 福島県魅力ある職場づくり推進協議会通信第 40 号
- じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの適用事業所等が書面で提出する届出の取扱いに係る緊急対応について
- 令和 2 年度第 1 回（夏季）「雇用環境整備士資格」講習会開催のご案内
- 石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について

連合会情報

1. 【電子申請】e-Gov 更改に伴うサービス停止のお知らせ

総務省より、7 月 10 日付「e-gov 更改時期延伸のお知らせ」により、e-gov 更改が延伸となる旨及びそれに伴い、11 月の一部期間中に e-gov サービス運用停止期間が発生する旨、情報提供がございましたが、e-gov の更改事前作業（10 月 17 日(土) 0:00 ～ 10 月 19 日(月) 9:00）を行うため、当該期間についても e-gov サービスが運用停止となる旨、情報提供がございました。

【e-Gov 運用停止期間（予定）】
・10 月 17 日(土) 0:00 ～ 10 月 19 日(月) 9:00 （e-Gov 更改事前作業）
・11 月 18 日(水) 12:00 ～ 11 月 24 日(火) 9:00 （e-Gov 更改切替え作業）

※現行、次期 e-Gov ともに運用停止するため、完全なサービス停止となります。
【次期 e-Gov サービス開始日】 11 月 24 日（火）
詳細は連合会 HP 会員専用ページをご確認ください。
https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/92/Default.aspx?returnurl=%2ftabid%2f297%2fDefault.aspx

2. 厚生労働大臣認定講習　労働調査会「キャリアコンサルタント養成講座」10 月開講クラスがスタートします！

労働調査会では、長年にわたる出版事業および教育・研修事業で培ったノウハウをもとに、令和 2 年度より厚生労働省の認定を受けた「キャリアコンサルタント養成講座」をスタートさせます。

実務経験に富んだ選りすぐりの講師陣および実践面を重視したカリキュラム構成など、「現場に強いキャリアコンサルタント」を目指す方に最適の養成講座となっています。

■開催スケジュール
2020 年 10 月 31 日（土）～2021 年 1 月 23 日（土）　全 11 回を予定。
■受講料　32 万円（税込）
早期受講お申込割引・・・9 月 30 日までに当講座にお申込みいただいた方限定で、受講料を通常価格より 5 万円割引させていただきます。
早期お申込み割引価格　27 万円（税込）
■受講会場
東京都左官工業協同組合
東京都新宿区揚場町 1-21 飯田橋升本ビル 8 階
飯田橋駅より徒歩 2 分（JR・有楽町線・南北線・東西線・大江戸線）
■お申込み
労働調査会専用 HP（https://career.chosakai.ne.jp）「お問い合わせフォーム」及び下記よりお申込み下さい。
労働調査会「キャリアコンサルタント養成講座」運営事務局
TEL　03-3915-6415　FAX　03-3915-6401
Mail　tsunashima@chosakai.co.jp
※本件は、連合会及び都道府県会が実施するものではございません。
申込み・お問合せは、労働調査会に直接お願いいたします。

3. 連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。
http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 熊本県の一部の地域における労働保険料等に関する納期限等の延長等について（周知依頼）
- 厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について
- 8 月以降における熱中症予防対策の徹底について
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労働基準法等に基づく届出等の受付等に係る当面の対応について
- 「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正について及び厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令の施行に伴う標準報酬月額の改定に係る特例的な取扱いについて
- 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について
- 毎月勤労統計（第 2 種事業所）への調査協力依頼について（差し替え）
- 厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令の公布について
- 10 月の「年次有給休暇取得促進期間」について
- 同一傷病かつ同一初診日で障害年金を再請求する場合における初診日証明書類の取扱いについて（通知）
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を利用する際の申請期限に関する周知要請について
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの各種手続における押印及び署名の取扱い等について
- じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの適用事業所等が書面で提出する届出の取扱いに係る緊急対応について

関係機関だより

1. **最新情報を配信・・・協会けんぽ**

　協会けんぽ福島支部では、毎月 3 回前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

　検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

2. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会 HP　（http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

8 月 1 日～31 日　総アクセス数 2,137（内訳：新規 1,920　リピーター217）

※ 2021 年版社労士手帳の配付について

会員へは、県会より無償にて 1 冊配付いたします。（12 月中旬発送予定）

会務報告及び予定

7月　8日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）
　　9日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
　　10日　第43回定時総会（ビッグパレットふくしま）
　　11日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）
　　13日　福島民友新聞社中川俊哉代表取締役社長、菅野篤常務取締役総務局長へ総会終了のご報告のため訪問（民友）宍戸会長、菅沼副会長
　　14日　北海道・東北地域協議会春季会長会議、定例会議（浅虫温泉南部屋・海扇閣）宍戸会長、中目副会長、大原副会長　出席

14日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
15日　北海道・東北地域協議会事務局代表者会議（浅虫温泉南部屋・海扇閣）
丹治事務局長　出席
14日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
16日　連合会常任理事会・理事会（オンライン会議）　宍戸会長　出席
16日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
17日　福島民報社芳見弘一代表取締役社長、円谷真路編集局報道部長、安斎康史編集局長へ総会終了のご報告のため訪問（民報）
宍戸会長、中目副会長、大原副会長
18日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）
21日　広報委員会（事務局及びオンライン）
21日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
22日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）
22日　福島県社労士会総合相談所（事務局）
28日　福島県児童家庭課、教育庁高校教育課、私学・法人課へワークルールセミナー、発達支援等セミナーの開催における周知依頼についての訪問（福島県庁）
草野総務委員長、白岩総務副委員長
28日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）大原副部長出席
28日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
30日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
31日　業務委員会（事務局及びオンライン）
8月　4日　令和2年度第1回福島県医療勤務環境改善支援センター運営協議会（医師会館）
宍戸会長　出席
4日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
6日　福島県社労士会総合相談所正副所長会議（事務局及びオンライン）
6日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
7日　総務委員会（事務局及びオンライン）
8日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）
11日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
18日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
20日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
22日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）
25日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
26日　福島県社労士会総合相談所（事務局）
27日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
9月　1日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
3日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
8日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
10日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
15日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）開催予定
17日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）開催予定
17日　新入会員研修会（ビッグパレットふくしま）開催予定
23日　福島県社労士会総合相談所（事務局）開催予定
24日　第1回研修会（ライブ配信・コラッセふくしま）開催予定
24日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）開催予定
29日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）開催予定

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【変 更】	会 津		板橋奎一郎	FAX 番号：0242-93-8008

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。
政治連盟は社会保険労務士全体のために活動する
ことを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営の基本方針より要約抜粋）

【活動報告】

○9月4日（金）自由民主党福島県議会議員会、福島県議会県民連合議員会、公明党福島県議会議員団「令和３年度福島県予算編成に対する各種団体要望聴取会」

9月4日（金）福島県庁において、自民党、県民連合、公明党における令和３年度福島県予算編成に対する要望聴取会が行われました。今年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、吉田会長、高山副会長の2名にて出席され、各党へ下記内容の要望書を政連会長及び県会長の連名で提出いたしました。

【公明党予算要望聴取会】→

【自民党予算要望聴取会】

【県民連合予算要望聴取会】

1.「働き方改革」における社労士の活用について

平成３０年６月２９日に可決・成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について、平成３１年４月より一部施行されました。

令和３年４月からは、中小企業においても正規・非正規労働者の均等・均衡待遇（同一労働同一賃金）が施行されます。

労務管理の専門家の社会保険労務士がこれまで蓄積してきた知見、経験などを活かすことにより、その円滑な実施に寄与することができるものと思料されます。

つきましては、自治体における各種委員会等の委員や自治体が企画実施する企業向けのセミナーの講師等に社会保険労務士を活用いただくことを要望いたします。

また、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することとなっておりますので、選考委員へ社会保険労務士を登用いただけるようあわせて要望いたします。

２．がん治療者等に係る就労支援について

厚生労働省は、がん対策推進基本計画の推進の一環として、「がん患者の治療と職業生活の両立」を掲げ、「がん診療連携拠点病院強化事業」に長期の治療等が必要ながん患者の「治療と仕事の両立」等を支援するため、がん診療連携拠点病院に相談窓口を設置し、就労に関する相談支援及び情報提供を行うこととしております。

福島県では、平成２５年１１月よりがん診療連携拠点病院である福島県立医科大学病院において「がん患者に係る就労相談支援」として実施し、月１回の相談会に社会保険労務士を派遣してまいりました。就労相談支援とはいえ、相談の多くは障害年金及び傷病手当金の請求に関わるものであり、特に障害年金の請求は個々人によって違うため複雑で時間がかかり、月１回の相談だけでは十分に補うことができない状況です。患者様の病状等も勘案すると、速やかな相談体制の整備が必要でありますので、相談回数の増加のための予算措置を要望いたします。

また、福島県立医科大学病院だけでなく、県内のがん診療連携拠点病院におきましても「がん患者に係る就労相談支援」を実施できますようあわせて要望いたします。

３．発達支援等について

平成２９年度よりこども未来局児童家庭課及び教育庁特別支援教育課に要請し、精神障害等の発達障害の施設及び特別支援学校での障害年金に関するセミナー（以下「発達支援等セミナー」という。）を行ってまいりました。

障害年金は、個々人によって事情が違うため手続きが非常に複雑となっており、障害年金に関して事前に案内する仕組みがなく、受給できる場合であっても、知らないケースも見受けられます。発達支援等セミナーでは、障害年金の基礎的知識はもちろん手続、さらには等級変更に係る審査請求、額改定等の高度な知識も合わせて理解いただけるよう施設・学校関係者及び保護者等に説明するものです。

実施した施設・学校の受講者からは、たいへん好評をいただいております。

つきましては、「発達支援等セミナー」の実施に関して予算措置いただきたく要望いたします。

４．ワークルールセミナーの実施について

平成１５年から当会の社会貢献事業として高等学校に対する就職支援及び社会保障制度に関するセミナー（以下「ワークルールセミナー」という。）を開催してまいりました。

福島県立高等学校に関しては、福島県教育庁の協力を得て各校に案内いただき、これまで延べ３３６校、３２，７２１人の生徒に講義を行っております。

高齢化・少子化問題とともに年金制度については、ますます大きな国民的課題となっております。年金を含む社会保険・労働保険の社会保障制度は、生徒が就職し職業生活を送るうえで大切な役割を有しており、将来のために確かな知識を養っていただくことは非常に重要であると考えております。

また、働き方改革により多様な働き方ができるようになりました。就職される生徒の皆さんには、学校での生活から社会人となる心構え、会社で求められる秩序、労働基準法など働くうえでのルールや制度への理解等について、安心して社会生活をスタートし、生き生きと前向きに働くことができるよう、確かな知識を養っていただくことを、この「ワークルールセミナー」は目的としております。

つきましては、「ワークルールセミナー」の実施に関して予算措置いただきたく要望いたします。

＊福島県政治連盟の活動を会員の皆様に知っていただく場として月間情報を利用させていただいています。（理事会にて承認）政連に加入いただいていない会員にも活動が報告されますがご容赦いただけますようお願いします。